

福岡県バス対策協議会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡県バス対策協議会規約（平成12年5月18日、以下「規約」という。）第9条の規定により、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（路線の休止又は廃止に係る申し出）

第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の6月前までに、様式第1号に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

- （1）路線図
 - （2）輸送量（過去3年間の輸送人員等）
 - （3）運行状況（運行回数等）
 - （4）収支状況（過去3年間の営業収支実績等）
 - （5）当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
 - （6）利用人員調査等（休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの）
 - （7）廃止区間は発生しないものの、系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以上となる停留所が発生する等の影響が出る市町村がある場合は、その市町村名
- 2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて廃止区間の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）に通知し、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 3 バス事業者は、第1項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあっては、国土交通大臣の届け出後速やかに、様式第1号に国への届け出の写しを添付して協議会の会長に申し出るものとする。
- （1）道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第2号に該当する場合
 - （2）九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」（平成14年1月23日九運公福第51号）で定める「旅客の利便を阻害しないと認めるもの」に該当する場合

（事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出）

第3条 バス事業者は、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、協議会の会長に申し出るものとする。

（輸送サービスの内容の変更に係る申し出）

第4条 バス事業者は、福岡県内の路線のうち、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している系統に係る輸送サービスの内容を変更（運行回数の削減等）しようとするときは、変更の予定日の6月前までに、様式第1号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

なお、やむを得ない事由により、6月に満たない場合にあっては、可及的速やかに協議会の会長に申し出るものとする。

2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて速や

かに当該系統の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）に情報提供を行う。

- 3 市町村は、前項の情報提供を受けたときは、様式第2号を協議会の会長に提出し、ブロック別地区協議会の開催希望の有無を示すものとする。開催希望を受け、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 4 申し出が変更予定日の6月前に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 5 バス事業者は、国又は地方公共団体の補助を受けずに運行する福岡県内の路線の運行回数を削減しようとする場合にあって、停車回数が削減前の半分以上となる停留所が発生するときは、削減予定日の1月前までに、様式第3号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が削減前にあって10回未満である場合はこの限りでない。
- 6 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて該当の停留所が所在する市町村に情報提供を行うものとする。

（系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以上となる停留所が発生する場合）

第5条 協議会の会長は、第2条第1項第7号の市町村がある場合で、第2条に規定する休止又は廃止又は第4条に規定する輸送サービスの内容の変更に該当しない場合は、ブロック別地区協議会の会長を通じて当該市町村に情報提供を行うものとする。このとき、当該市町村がこの区間に対し補助を行っている場合にあっては第4条第3項の規定を準用する。

（ブロック別地区協議会の開催）

第6条 協議会の会長は、第2条第2項、第4条第3項及び第4項に規定するほか、当該地区におけるバス運行に係る課題を協議するため、ブロック別地区協議会を開催することができる。

（市町村の対応）

- 第7条** 第2条第2項の通知又は第4条第2項及び第5条の情報提供（以下「通知等」という。）を受けてブロック別地区協議会に参加した市町村は、速やかに当該市町村に設置する地域バス対策協議会（以下「地域協議会」という。）において、その対応策を検討するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、通知等の内容が住民の移動手段の確保の観点から地域協議会において対応策を検討する必要がないと市町村長が認めるときは、地域協議会を開催することなく、当該市町村においてその対応策を検討することができる。この場合、当該市町村は、事前にその旨をブロック別地区協議会の会長に届け出るものとする。
 - 3 市町村は、前2項の検討結果をブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長に報告するものとする。

（地域公共交通会議の取扱い）

- 第8条** 道路運送法施行規則第4条第2項に定める地域公共交通会議を市町村等が設置している場合は、当該会議を地域協議会とみなすことができる。
- 2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、ブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

（資料の提出等）

第9条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 バス事業者は、生活交通の確保に関する調整を進めるため、協議会の会長又は市町村から必要な情報について求めがあったときは、開示可能な範囲においてその情報を開示し、説明を行うものとする。

（他県にまたがる路線の取扱い）

第10条 他県にまたがる路線の取扱いについては、県交通政策課が関係県と協議し、協議方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月26日から施行し、令和8年4月1日以降の休廃止等に係る申し出から適用する（施行日以前に申し出があったものを除く）。